

緊急事態宣言延長に伴う市立小中学校の対応について

政府による緊急事態措置の実施期間が5月31日（日）まで延長されたことを踏まえ、児童・生徒の生命と健康を守る観点から、市立小中学校の臨時休業を5月31日（日）まで延長する。

（1）臨時休業期間について

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

（2）登校日の設定について

登校日の設定は行わない。児童・生徒の健康状況等については、定期的に連絡し確認する。

また、家庭学習に必要なワークシート等ホームページに掲載した資料について、家庭で印刷等の対応ができない場合、感染症拡大防止に配慮した上で、教材等を配付する日を設定する。

（3）臨時休業中の家庭学習について

教材の配付等に加え、動画配信等により家庭学習を支援する。